

# 熊本県公報

第 1 0 8 5 7 号  
平成 14 年 7 月 5 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

告 示	
結核予防法による医療機関の指定	(健康増進課) 1
結核予防法による医療機関の辞退	( " ) 2
指定居宅サービス事業所の指定	(高齢保健福祉課) 2
特定計量器定期検査の実施	(商工政策課) 2
漁船保険加入区の指定の変更	(漁政課) 3
公 告	
県営土地改良事業計画変更	(農村計画課) 4
開発行為に関する工事の完了	(建築課) 4
平成 14 年度水産業改良普及員資格試験の実施	(水産振興課) 4
特定非営利活動法人の設立の認証の申請	(県民生活総室) 5
登 載 依 頼	
環境影響評価審査会の会議の開催	(環境影響評価審査会) 5
熊本県立高等学校入試制度検討委員会の開催	(熊本県立高等学校入試制度検討委員会) 6
平成 14 年度熊本県職員採用試験(短期大学卒業程度)の実施	(人事委員会) 6
平成 14 年度熊本県職員採用試験(高等学校卒業程度)の実施	( " ) 9
平成 14 年度熊本県警察官採用試験(警察官 B)及び警察官採用共同試験(警察官 B)の実施	( " ) 12

## 告 示

熊本県告示第 531 号

結核予防法(昭和 26 年法律第 96 号)第 36 条第 1 項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

平成 14 年 7 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指令 番号	所在地	名 称	開 設 者		指定年月日
			住 所	氏 名	
23	八代市田中北町 17-11	田中町調剤薬局	八代市田中北町 17-11	(有)メイク	平成 14 年 6 月 24 日
24	水俣市塩浜町 2 番 47 号	淵上クリニック	水俣市塩浜町 2 番 19 号	医療法人すえひろ 会	平成 14 年 6 月 24 日
25	八代郡宮原町宮 原村 694-1	緒方内科医院	熊本市国府一丁目 14-8	緒方博文	平成 14 年 6 月 24 日
26	人吉市九日町 87	清風花みずき薬 局	球磨郡多良木町大 字多良木 4249 番 地	株式会社ユネット	平成 14 年 6 月 24 日
27	玉名郡南関町上 坂下 3480	田辺外科内科ク リニック	玉名郡南関町上坂 下 3480	田辺憲左	平成 14 年 6 月 24 日
28	阿蘇郡小国町宮 原 1771-1	おぐに整形外科	熊本市新町 4-2-36- 303	梅田修二	平成 14 年 6 月 24 日

## 熊本県告示第 532 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定により、次の医療機関は、その指定を辞退した。

平成 14 年 7 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

所在地	名称	開設者	
		住所	氏名
水俣市天神町一丁目 88 番	ニホンドウ薬局水俣 2 号店	東京都港区高輪三丁目 25 番 29 号	薬日本堂株式会社
八代郡宮原町宮原村 694-1	緒方内科医院	八代郡宮原町宮原村 694-1	緒方義文
玉名郡南関町上坂下 3480	田邊診療所	玉名郡南関町上坂下 3480	田辺憲左

## 熊本県告示第 533 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 7 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社ティー・シー・エス熊本営業所 熊本市室園町 20-68	株式会社 ティー・シー・エ ス	平成 14 年 6 月 27 日

## 熊本県告示第 534 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、八代市及び八代郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により告示する。

平成 14 年 7 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 集合検査

検査区域	検査日	検査受付時間	検査場所	対象となる特定計量器
竜北町	平成 14 年 8 月 19 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	竜北町役場	非自動はかり（計量法施行令（平成 5 年政令第 329 号）第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。）分銅及びおもり
鏡町	平成 14 年 8 月 20 日	午前 10 時から 正午まで	JA 鏡有佐支所	
鏡町	平成 14 年 8 月 20 日	午後 1 時半から 午後 3 時まで	JA 鏡北新地支所	
鏡町	平成 14 年 8 月 21 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	JA 鏡本所	
鏡町	平成 14 年 8 月 22 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	鏡町役場	
千丁町	平成 14 年 8 月 23 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	千丁町役場	
東陽村	平成 14 年 8 月 26 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	東陽村役場	
泉村	平成 14 年 8 月 27 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	五家荘林業センター	
泉村	平成 14 年 8 月 28 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	泉村役場	
泉村	平成 14 年 8 月 29 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	泉村農村研修センター	

宮原町	平成 14 年 8 月 30 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	宮原町中央公民館
坂本村	平成 14 年 9 月 2 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	坂本村役場百済来出張所
坂本村	平成 14 年 9 月 3 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	坂本村中央公民館
八代市	平成 14 年 9 月 4 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	南部市民センター
八代市	平成 14 年 9 月 5 日	午前 10 時から 正午まで	高田公民館
八代市	平成 14 年 9 月 5 日	午後 1 時半から 午後 3 時まで	宮地公民館
八代市	平成 14 年 9 月 6 日	午前 10 時から 正午まで	郡築公民館
八代市	平成 14 年 9 月 6 日	午後 1 時半から 午後 3 時まで	金剛公民館
八代市	平成 14 年 9 月 9 日	午前 10 時から 正午まで	八千把公民館
八代市	平成 14 年 9 月 9 日	午後 1 時半から 午後 3 時まで	松高公民館
八代市	平成 14 年 9 月 10 日	午前 10 時から 正午まで	植柳公民館
八代市	平成 14 年 9 月 10 日	午後 1 時半から 午後 3 時まで	八代市農事研修センター
八代市	平成 14 年 9 月 11 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	サンライフ八代
八代市	平成 14 年 9 月 12 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	八代市役所
八代市	平成 14 年 9 月 13 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	八代市役所
八代市	平成 14 年 9 月 17 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	八代市役所

2 所在場所検査

実施期日	実施場所
平成 14 年 8 月 19 日から 平成 14 年 9 月 19 日まで	特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項第 1 号から第 5 号に定めるものにおいて、その計量器の所在場所

熊本県告示第 535 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 3 項及び第 6 項の規定により、昭和 36 年 3 月 28 日熊本県告示第 161 号（漁船保険加入区指定）の一部を次のように改正し、平成 14 年 7 月 5 日から施行する。

平成 14 年 7 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「三 角 三角町大字三角浦、波多、大田尾、戸馳、郡浦一円  
三 角 三角町大字大岳一円  
三 角 三角町大字三角浦、波多、大田尾、戸馳、郡浦、大岳一円」を  
「三 角 三角町大字三角浦、波多、大田尾、戸馳、郡浦、大岳一円」に改める。

公 告

熊本県公告第 553 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定により、平成 11 年 2 月 20 日付けで確定した県営末広地区土地改良事業（区画整理・農業用道路・農業用排水施設）の計画の一部を変更したいので、次の事項を記載した書類とともにこの旨公告する。  
平成 14 年 7 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 事業計画変更の概要  
県営末広地区土地改良事業（区画整理、農業用道路、農業用排水施設）計画変更概要書
- 2 公告場所  
玉名市役所

熊本県公告第 554 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。  
平成 14 年 7 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
八代市長田町字石原 3229 番 2 の一部、同 3231 番 1、同 3232 番 1、同 3233 番、同 3234 番、同 3235 番、同 3236 番、同 3237 番及び水路の一部  
3,801.22 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市新南部六丁目 3 番 125 号  
ネットトヨタ熊本株式会社

熊本県公告第 555 号

平成 14 年度における熊本県水産業改良普及員資格試験を次のとおり実施する。  
平成 14 年 7 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験の種類  
熊本県水産業改良普及員資格試験
- 2 試験の日時及び場所

日 時	場 所
平成 14 年 8 月 26 日（月） 午前 10 時から	熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 10 階第 1 共用会議室

- 3 受験資格  
熊本県水産業改良普及員資格試験実施要項（昭和 61 年熊本県告示第 698 号。以下「要項」という。）第 3 条に規定する受験資格を有する者とする。

- 4 試験の方法  
試験は、筆記試験及び口述試験とする。  
（1）筆記試験は、水産業改良普及員として必要な技術及び知識について行うものとし、次の表の左欄に掲げる区分に従い、同表の中欄に掲げる必須項目及び同表の右欄に掲げる選択項目から選択した 2 項目について行う。

区 分	必須科目	選 択 科 目
要項第 3 条第 1 号に掲げる者（大学卒業等）についての試験	1 漁業経営 2 教育方法	沿岸漁業学、漁具学、漁法学、漁ろう学、漁場学、漁業資源学、水産機械学、漁獲物処理法、水産製造学、水産生物学、水産増殖学、水産土木及び水族病理学
要項第 3 条第 2 号及び第 3 号に掲げる者（高等学校卒業等）についての試験	1 漁業経営、生物、物理又は化学のうちから 1 項目 2 教育方法	同 上

- （2）口述試験は、社会常識その他水産業改良普及員として必要な能力について行う。
- 5 受験手続  
（1）提出書類

- ア 受験願書（要項別記第 1 号様式）  
 イ 履歴書（要項別記第 2 号様式）  
 ウ 最終学校卒業証明書又は卒業見込み証明書  
 エ 要項第 3 条第 2 号の規定に該当する者にあつては、それぞれの職務に従事した期間につきその事実を証明する書類（要項別記第 3 号様式）  
 オ 身体検査書  
 カ 写真（最近 6 か月以内に脱帽して正面から撮影した縦 7 センチメートル横 6 センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を自書したもの）  
 キ 返信用封筒（受験志願者のあて名を明記して 80 円切手をはったもの）
- ( 2 ) 願書受付期間  
 平成 14 年 7 月 8 日から平成 14 年 8 月 2 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
 なお、郵送の場合は、平成 14 年 8 月 2 日までの消印のあるものを有効とする。
- ( 3 ) 受験手数料 無料
- ( 4 ) 提出先  
 〒 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号熊本県林務水産部水産振興課
- 6 受験票の交付  
 熊本県水産業改良普及員資格試験審査委員会において資格審査を行い、適格者に対して受験票を送付する。
- 7 合格発表  
 合格者の発表は、試験実施後 1 か月以内に本人に合格証書を交付し、かつ、その者の受験番号を熊本県公報で公示する。
- 8 その他  
 試験についての問い合わせは、熊本県林務水産部水産振興課に照会すること。  
 電話 096-383-1111 内線 5695

## 熊本県公告第 556 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 14 年 7 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
 平成 14 年 6 月 3 日
- 2 名称  
 特定非営利活動法人 NPO21 くまもと「金峰・有明環境会議」
- 3 代表者の氏名  
 小堀 富夫
- 4 主たる事務所の所在地  
 熊本市河内町船津 2222 番地 11
- 5 定款に記載された目的  
 この法人は、県民に対して、緑化・清掃等に関する事業を行うことで、金峰山・有明海の環境の保全と創造に寄与する事を目的とする。

## 登載依頼

## 熊本県環境影響評価審査会公告第 1 号

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のように開催する。

平成 14 年 7 月 5 日

熊本県環境影響評価審査会会長 今 江 正 知

- 1 開催日時  
 平成 14 年 7 月 16 日（火）  
 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで
- 2 開催場所  
 熊本市水前寺公園 28-51  
 熊本テルサ 2 階「研修室 CD」
- 3 審議内容  
 熊本都市計画道路（仮称）六嘉沼山津線整備事業環境影響評価方法書について
- 4 傍聴者の定員  
 10 人
- 5 傍聴手続  
 ( 1 ) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
 ( 2 ) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県環境生活部環境政策課環境審査班  
電話 096-383-1111

熊本県立高等学校入試制度検討委員会公告第 5 号  
第 5 回熊本県立高等学校入試制度検討委員会の会議を次のとおり開催します。  
なお、当該会議の傍聴手続は次のとおりです。  
平成 14 年 7 月 5 日

熊本県立高等学校入試制度検討委員会  
会長 米 沢 和 彦

- 1 日時  
平成 14 年 7 月 29 日 (月)  
午前 10 時から正午まで
- 2 場所  
熊本市水前寺一丁目 33 の 18  
水前寺共済会館 芙蓉の間
- 3 議題 (予定)  
(1) 平成 17 年度以降の入試制度の見直しについて  
(2) その他
- 4 傍聴者の定員  
10 人
- 5 傍聴手続  
会議の傍聴手続は、午前 9 時 30 分から午前 9 時 50 分まで会議の会場入口において行  
い、検討委員会の会長が認めたとえで、事務局の案内により会議の会場に入ることがで  
きます。  
ただし、受付終了時点で定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決  
定します。
- 6 問い合わせ先  
熊本県立高等学校入試制度検討委員会事務局 (熊本県教育庁高校教育課)  
(電話 096-383-1111 内線 6668)

熊本県人事委員会公告第 3 号  
平成 14 年度熊本県職員採用試験 (短期大学卒業程度) を次のとおり実施する。  
平成 14 年 7 月 5 日

熊本県人事委員会委員長 中 島 伸 之